

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長：新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

< 目次 >

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| p.1 組合学習会の案内 | p.3 7月24日組合学習会報告 |
| p.2 同志社大学との団体交渉結果 | p.3 「労働条件アンケート」結果について |
| p.2 神戸市外国語大学の団体交渉について | p.4 龍谷大学・嶋田さん雇い止め裁判支援を |

有期労働契約の規制についての学習会を開催

前回の7月の学習会に続いて、有期労働契約についての学習会を開きます。近年、国公立大学だけでなく、私立大学や自治体の非常勤職員でも更新回数に上限をつけられた有期雇用が急増しています。大企業の製造業現場でも「偽装請負」や「派遣労働」に代わって有期雇用労働者が増大し、「期間満了」を口実に大量の雇い止めがおこなわれています。

現在の日本の労働法制では有期雇用について、1回の契約期間の上限、労働契約法の有期契約労働に係る期間雇用中の解雇に関する規制はありますが、有期労働契約の締結事由、更新回数や利用可能期間に関する法的規制はありません。このような状況のなかで厚生労働省は、有期労働契約に関する法整備をすすめるために昨年2月から「有期労働契約研究会」を数回開催し、その結果を9月10日に「報告書」として発表しました。



学習会では、弁護士で組合員である中村和雄氏を講師に迎えて、「報告書」を検討し有期雇用の規制の強化、無期雇用原則のルール確立などについて学習したいと思います。

組合員だけでなく一般の方の参加も歓迎です。いっしょに勉強してみませんか。
 (文責：江尻)

日時：10月30日(土)
 午後2時～4時

場所：エルおおさか 504号室
 講師：中村和雄弁護士

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

「夜間手当」支給などで大学側を迫及!!

7月9日に同志社大学と今年度1回目の定期交渉をおこないました。その結果を簡単に報告します。交渉では組合は「夜間手当」の支給などで大学側を迫及しました。

組合は、専任教員に支払われていて非常勤講師には支払われていない「夜間手当」を支払うよう要求しました。大学側は、以前と同様、非常勤講師は専任教員と違って最初から夜の時間を指定して契約しており、夜間手当は支給しないと回答しました。

これに対し組合側は、「非常勤講師は希望して夜間の授業を担当しているわけではない、専任教員から夜間の時間を割り当てられるから仕方なく生活のために担当している」、また「以前の団体交渉では『夜間手当』は専任教員も近々廃止するという理由で支払わないと言ってきたが、専任組合に聞くとそのような提案は聞いていない、提案もしていないのにどうして廃止できるのか」と迫及しました。組合は「夜間の授業は専任も非常勤も負担は

同じであり、専任に払って非常勤講師に支払わないのは我々に対する差別であり、さかのぼってでも支払うべきである」「多人数採点手当と同様、専任に支払っている以上は非常勤講師にも支払うべき」と迫及しました。大学側は再度、検討して回答することになりました。

その他の授業回数増加に伴う賃上げ、定期試験手当の支給については、ゼロ回答でした。大学側は新たに「大学設置基準」の年間35週規定を持ち出してきて、賃上げや定期試験手当の支給を拒否しました。ただし定期試験手当については立命館大学などで支払われているので調査して回答することになりました。また「出講手当」を本給に組み込むことについても昨年の交渉で「検討する」としていましたが、大学側は財政難を理由に次年度は実現できないと後退した回答となりました。
(文責・江尻)

神戸市外国語大学の団体交渉について

9月14日に休職中の契約職員の方の復帰と次年度契約更新を求めて神戸市外大と団体交渉しました。この方は日本語教育コーディネーターとしての通常業務に加えて、契約書には明記されていない、多い時は週8コマの留学生への日本語の授業の担当や職員の業務までさせられたためにストレス障害

を発症し、約1年半休職されたのですが、大学側は労災認定されない限り責任はない、業務の見直しもしない、契約更新はしない、との態度でした。更に9月中の復帰も、当該の方が休職前に依頼された時には何の問題もなかった、他大学での週1日の非常勤の委嘱を主治医の勧めもあり今年から引き受けた

ことにクレームをつけ、就業規則違反だから非常勤を辞めないと復帰させないと明言したため交渉は決裂しました。大学は組合のいう

ことに全く耳を貸さず、自分達の勝手な言い分を押し付けてくるだけの独善的な態度に終始しました。(文責 新屋敷)

7月24日組合学習会報告

7月24日にエルおおさかで開催された学習会「なんで有期雇用なん!? 大学非常勤職員問題」の報告です。当日の講師に、関西単一労働組合大阪大学分会長の加藤多恵子さんと、京都大学時間雇用職員組合ユニオンエクスタシーの井上昌哉さんをお迎えしました。

最初に加藤さんから、阪大の非常勤職員の2004年の国立大学法人化以前から現在までの状況を報告していただきました。法人化前の労基法も国家公務員法も適用されない「法のはざま」に置かれた定員外職員としての非常勤職員時代や、この非常勤職員への差別を問題にした阪大矢崎裁判(1983~94年)や、法人化前後の対阪大との闘いや、法人化後に雇用された非常勤職員の契約更新6年上

限と、法人化前から勤めていた非常勤職員対象の、2015年までに任用試験に合格しなければ解雇するという「特例職員制度」の問題等を、語っていただきました。

次に井上さんから、京大の非常勤職員の契約更新5年上限問題への取り組みに関する報告がありました。現在も続く、この問題への抗議として大学構内にテントを張って作られたくびくびカフェでのストライキや、大学が組合に対しテント撤去を求めて起こした訴訟や、大学の団交拒否に対する京都府労委でのあっせんや、ご自身と組合の小川さんが2009年4月に大学図書館勤務を雇い止めされたことへの裁判闘争等、興味深いお話が聞けて有益な学習会でした。(文責 新屋敷)

「労働条件アンケート」回答について

21の私立大学と3つの国公立大学から回答が来ました。給与をはじめとする労働条件については各大学とも昨年と同じですが、ほとんどの大学が労働(雇用)契約書を交わすようになりました。授業回数について、関学と関大は11年度未定、近大は14回のみ、それ以外の私立大学は15回です(ただし講義内テストを認めているところもあります)。専任と非常勤の人数・もちコマなどについての変化が顕著な大学があります。関大は本務校を持つ非常勤が減って、専業非常勤が増え

ています。立命は専任が増えていると同時に任期制教員と特別任用教員が増えています。非常勤の人数は変わりません。龍谷は専任が減って、特別任用教員が新設されています。非常勤の人数は変わりません。同志社は本務校を持つ非常勤を増やしています。毎年、本務校を持たない非常勤より本務校を持つ非常勤のほうが多いのが同志社の特徴です。関学は非常勤の人数が大幅に増えています(本務校のある・なしは不明)。甲南は専任を増やして非常勤を減らしています。京産

はとくに変化はありません。大学名および回答詳細は一覧表にして組合員に配付してい

ます。(文責 長澤)

龍谷大学・嶋田さんの雇い止め撤回裁判支援を

龍谷大学特別任用教員助手の嶋田ミカさんが今年 3 月に大学から雇い止めを通告されました。嶋田さんは 2007 年 4 月に経済学部サービス・ラーニング・センターに 3 年契約(1 回更新可)の助手として採用されましたが、大学から何等の理由も明かされず、「期間満了」というだけで雇い止めになりました。嶋田さんは龍谷大学教職員組合を通じて交渉を続けていましたが大学当局の態度は変わらず、やむなく 7 月 5 日京都地裁に提訴しまし

た。8 月 20 日には第 1 回裁判がおこなわれ、法廷に入りきれないほど支援者が集まりました。閉廷後、支援集会がおこなわれ 50 名の人に参加しました。組合は裁判の傍聴、集会にも参加し発言しました。「嶋田ミカさんの雇用継続を求める会」に団体署名し、裁判を支援しています。(同会の HP は下記です。)

<http://skoyokeizoku.jimdo.com/>

(文責・江尻)

愚痴っていても何も変わらない
 自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に		組合員として加入します	賛助会員として加入します
氏名		氏名のフリガナ	
住所(-)			
Tel	Fax	Email	
専門分野		担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)			
組合費：10000 円 / 年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円 / 年)			